

論文

アメリカの文学的独立と国際著作権

— 1891年チェイス法への過程 —

鈴木 健 司

同志社女子大学・学芸学部・国際教養学科・教授

**The Literary Independence of the United States
and International Copyright:
The Way to the Chace Act of 1891**

SUZUKI Kenji

Department of International Studies, Faculty of Liberal Arts,
Doshisha Women's College of Liberal Arts, Professor

序

アメリカ史において19世紀とは、イギリスからの政治的独立を達成した新国家の国民が、経済的自立はもとより、独自の文化の確立により知的にも独立を目指し成果を上げた時代として位置づけられる。その努力はとりわけ言語と文学の分野で顕著に見出される。アメリカ特有の英語を確立することに努めたノア・ウェブスター (Noah Webster, 1758-1843) がイギリスの言語とは異なる独自の綴りによる教科書や辞書を出版してアメリカ英語の社会的定着に貢献したのは、その中核となる功績である。

自国語という基盤の上に、自国らしい題材を用いたアメリカ人による個性的な文学作品が、19世紀からは飛躍的に多くもたらされることになった。そして後にフランシス・オットー・マシーセン (Francis Otto Matthiessen, 1902-1950) が「アメリカン・ルネッサンス」(American Renaissance) と呼んだように、世紀半ばには後世に読み継がれる作家たちが輩出し、アメリカ文学の正典とも言うべき作品群が相次いで生み出された。さらに南北戦争から20世紀に至る時期は、社会の急激な変化を背景に、リアリズムや自然主義が開花した。このように作品としての充実や独自性の実現という点から見れば、国民独自の文学的コンテンツと言えば伝記、歴史書、神学書などが中心であった植民地時代からは明らかに進化した19世紀が、アメリカ

文学が独自の価値と地位を獲得した時代という一面を持つことは、否定しがたい。

しかし文学ジャンルとしての社会的認知という観点から見ると、19世紀末を迎えても依然として、アメリカ文学は独立した価値を持つものとして扱われてはいなかった。フレッド・ルイス・パティエ (Fred Lewis Pattee, 1863-1950) が1896年に発表した「アメリカ文学は存在するのか」¹ という論考からは、アメリカ文学をイギリス文学の支流ではなく独立した価値を持つ学問分野として確立しようとする強い意思がうかがえる。パティエが1894年から教鞭を執ったペンシルヴェニア州立大学は、彼が国内で初めて「アメリカ文学教授」と称した教育者であることを顕示して、その功績を称えている²。

ジャンルとしてのアメリカ文学の確立が遅れたのは、アメリカ人作家の文学作品がいかに独自の精神的内実を備えていたとしても、英語という共通の言語で書かれている限り、商品としてはイギリス人作家の作品と同一の市場における競争が不可避であったことと関係している。その背景としては、英米両国において、外国人著者の著作権を自国内で保護するための法的整備が、19世紀末に至るまで積極的に進められてこなかったという事情によるところが大きい。イギリスで帝国内の自治領を含む自国人の著作権に関わる立法が行われた後も、アメリカ人作家はその恩恵に与かることはできなかった。そしてアメリカの大手出版社

は、むしろこの状況を利用して繁栄した。このような構図は、文学的ナショナリズムの確立を模索するアメリカの状況を考えるうえで見逃すことができない背景である。

アメリカにおける国民文学の創成は文学史上の重要な主題であり、作家や作品に焦点を当てた膨大な数の論考が存在する。しかし英米両国における国際著作権の問題は付随的な事実として扱われる傾向にあり、立法や訴訟に関する事情が文学界に及ぼした影響について具体的に論じられることは多くないようである。一方で法制史の分野では、著作権保護の対象となる事物や要件などの変遷について精緻な検討が行われているが、そこでは必ずしも文学の発達との関わりが顧みられるわけではない。

本稿では、19世紀アメリカ文学界の重大な関心事であった著作権問題の展開について、英米両国における著作権法のあり方がアメリカ人作家にいかに関与を及ぼしたかという観点から考察を行う。1891年に連邦議会が制定した国際著作権法（通称「チェイス法」）は、アメリカが初めて外国人に対して著作権を認めた法律である。これにより出版市場におけるアメリカ人作家の立場が改善されたことをアメリカが文学的独立を進めるうえでの重要な段階と捉えて着目し、そこへ至る過程の検証を試みることにする。

1 「誰がアメリカ人の本を読むのか」

1820年にイギリスの批評家シドニー・スミス (Sydney Smith, 1771-1845) は、自ら創設に関わった評論誌『エディンバラ・レビュー』(*The Edinburgh Review*) で「誰がアメリカの本を読むのか」(Who reads an American book?) という挑発的な問いを含む書評を発表した³。ここでスミスは、アメリカ人が勇敢で勤勉で鋭敏な国民であることは認めたとうえで、道徳的人格には凡庸であると断じ、イングランド人の子孫でありベーコンやシェイクスピアやニュートンと出自を同じくすることを最大の誇りとすべきであると説諭する。アメリカの本に続いては「誰がアメリカの演劇を観に行くのか」「誰がアメリカの絵や彫刻を見るのか」と反語的な疑問文で畳み掛けて、芸術、医学、科学などいかなる分野においてもアメリカ人は何も成し遂げていないと主張した。評者の主旨はアメリカ人による自己評価の高さを厳しく批判することであり、中でも冒頭の問いは、イギリス人のアメリカの文芸作品に対する蔑視、およびアメリカにおける独自の文学の欠如という認識を象徴するものとして、折に触れて後々まで言及されることとなった。

同誌は1824年にも別の書評で、アメリカ人作家による著述をミルトンやシェイクスピアの作品との比較で論じ、イギリス文学とは比べるべくもないものとして切り捨てた。そして、アメリカの長所を賞賛する姿勢を強調しつつも、知恵と活力によって多くのことを成し遂げ豊かな自然と気候から恵みを受けているアメリカ人がイギリス論壇では嘲笑の対象とならざるをえない事実がアメリカの未熟を物語っている、と嘆いてみせている⁴。当時のイギリスでは、「第二次独立戦争」とも呼ばれる1812年の米英戦争を経て、新興国家アメリカを見下そうとする風潮が強まっており、洗練を欠くように見えるその文学や言語は恰好の話題であった。『エディンバラ・レビュー』はアメリカ文芸を茶化して扱うことを好んだが、これは同誌のスタイルとでもいうべきものであり、新国家の成長に言及しつつ文芸については扱き下ろすという論調は、それでも他の雑誌と比べればはるかに好意的であったとの見方もある⁵。

19世紀初頭の時点で、アメリカ人による目ぼしい作品といえば、ワシントン・アーヴィング (Washington Irving 1783-1859) が1809年に『ニッカーボッカーのニューヨーク史』(*Knickerbocker's History of New York*) を出版して注目を集めていた。しかしそれ以外では、ベンジャミン・フランクリン (Benjamin Franklin, 1709-1790) の『自伝』、合衆国憲法の批准を世に訴える目的で書かれた論文集『ザ・フェデラリスト』(*The Federalist*)、チャールズ・ブロックデン・ブラウン (Charles Brockden Brown, 1771-1810) の一部の作品などを除けば、1800年以前のアメリカの書物で一般に読まれているものは皆無に近かった⁶。イギリスにおける酷評は、大西洋を越えてアメリカの雑誌にも再掲され、国民文学の創成に向けてアメリカに大きな刺激を与えた。

アメリカ自身の出版市場もまた、元来、ヨーロッパ人の著者による書籍が大半を占めていた。それでもアメリカ人著者の比率は徐々に増加しており、1820年には30パーセント、1830年には40パーセント、1840年には55パーセントに達したと推定される⁷。しかしその割合には分野によって大差が見られる。ある研究によれば、1835年にアメリカで出版された書籍の中でアメリカ人著者によるものの割合は、科学書で65パーセント、ビジネス書で82パーセント、法律書で75パーセントであったが、文学書では33パーセント程度に留まっている⁸。実用的な分野ではアメリカ社会の実情に則した記述が少なからず求められるが、文学においてはそうではなく、従来と変わらずイギリス人著者による作品が幅を利かせていたことがうかがえる。

1820年代にはジェイムズ・フェニモア・クーパー (James Fenimore Cooper, 1789-1851) が登場して注目されるが、そのクーパーにしても第一作の『用心』 (*Precaution*) はイギリスを舞台とした家庭小説であり、そこで用いられた英語はイギリスの伝統的なものであった。それ以降は、第二作の『スパイ』 (*The Spy*) で独立戦争を題材としたのはじめ、アメリカ的要素の強い作品を相次いで発表し、大衆的な人気を獲得していく。それでも英語文学の市場の中心は依然としてイギリス文学が占めており、自国作家への社会的認知が急速に進んだわけではない。純文学の出版においてアメリカ人作家を積極的に採用する動きが起こるのは、ようやく1830年代半ばになってからのことである⁹。

神学者ウィリアム・エラリー・チャニング (William Ellery Channing, 1780-1842) は、1830年に発表した評論で、文学が知的活力を具現化するものであるという認識の下、イギリスの書物に依存しては必要な知的栄養を摂取することはできないとして、アメリカ固有の文学を創出することの重要性を説いた¹⁰。そして、そのためには人々が自国の文学を評価し、希求し、歓迎することが必要であると訴えた。1837年にラルフ・ワルド・エマーソン (Ralph Waldo Emerson, 1803-1882) がハーバード大学で「アメリカの学者」と題して行った演説の冒頭で「我々が他国の学問の徒弟としてやってきた長い従属の期間は終わろうとしている」¹¹と述べたことは、アメリカの知的独立宣言として受け止められた。

19世紀半ばには、後に「アメリカン・ルネッサンス」と呼ばれる時代を迎え、アメリカの文学的ナショナリズムは高揚する。ここに及んで四半世紀以上前に『エディンバラ・レビュー』で提起された「誰がアメリカの本を読むのか」という問いはしばしば蒸し返され、形を変えたレトリックとして使用された。ハーマン・メルヴィル (Herman Melville, 1819-1891) は1850年に発表した書評「ホーソンと彼の苔」 (*Hawthorne and His Mosses*) で、シェイクスピアやイギリス古典文学の価値に言及しつつ「誰が現代のイギリス人の本を読むのか」と問う日が来ると述べた¹²。経済学者ヘンリー・チャールズ・キャリー (Henry Charles Carey, 1793-1879) は、1853年の著作でアメリカにおける出版の実情を詳細に検討したうえで、「誰がアメリカの本を読まないのか」と問う日が近づいていると述べた¹³。

アメリカ人作家による多数の優れた文学作品が生まれ出されるようになった後も、それらが独立した価値を持つものとして認知されるまでには、なお困難が伴った。19世紀末

に出版されたアメリカ文学史の教科書の序文には、次のような一節を見ることができる。「今日のアメリカ文学や明日のオーストラリア文学は、厳密に言えば、英語文学 (English literature) の一部であり、そのうちイギリスで生み出されたものは、厳密に言えば、イギリス文学 (British literature) なのである」¹⁴。イギリスで生み出された文学を英語文学の一つとして相対化しアメリカ文学をそれと対等のものとして扱うことは、世紀末のアメリカ国内においてさえも、このような正当化を要する作業であった。

2 アメリカの「文学的隷属」

アメリカ文学が19世紀半ば以降の質的充実の達成にもかかわらずジャンルとしては停滞を続けたという事実は、二つの観点から理解する必要があるだろう。一つは作品への評価に関する事情、もう一つはそれ以前の問題として、作品の流通と読者の獲得に関わる事情である。

作品評価については、イギリスにおいてアメリカ人作家による文学作品の評価が高まらなかった大きな理由として、そこで使用されるアメリカニズム (アメリカ特有の語彙や語法) がイギリス人読者には受け入れがたかったということが挙げられる。英語史を振り返るならば、アメリカ独自の英語の語彙や語法は「アメリカニズム」 (Americanism)¹⁵ と呼ばれ、当初はアメリカでもイギリスの正統的な英語からの逸脱として否定的に受け止められていた。しかし、新国家であるアメリカに生まれた子どもたちはアメリカの教科書で学ぶべきであると考えたノア・ウェブスターは、アメリカの綴り字に基づく教本を多数出版し、さらには辞書の編纂に取り組んで、1828年には最初のアメリカ英語の辞書 (*An American Dictionary of English Language*) を出版した。このようにアメリカ英語は規範として確立されていくが、アメリカ人が自国語への傾倒を強めるほどに、その用法の是非はイギリスでさかんに議論の対象とされた。それはしばしば文学にも飛び火し、アメリカ人作家の作品への批評においても、アメリカ独自の語法への嫌悪が作品の質を損なっていると評価されることは珍しくなかった。

作家で批評家のハリエット・マーティノー (Harriett Martineau, 1802-1876) が1837年に著した『アメリカの社会』 (*Society in America*) は、ほぼ同時期にフランス人アレクシス・ド・トクヴィル (Alexis de Tocqueville) が渡米時の記録をもとに著した『アメリカの民主政治』 (*De la démocratie en Amérique*) と並んで、外国人によるアメリカ観察記の古典として知られる。マーティノー

は、言語については、handsome がイギリスよりもはるかに広い意味をもって用いられることや woman に代えて lady が多用されることなどをはじめ様々な点について否定的な見解を示し¹⁶、随所で言語習慣の違いに関する違和感を披露している。文学については、アメリカ文学の最良のものは国民の習慣や作法を描いた短編であるという見解を述べ、一例としてキャサリン・セジウィック (Catharine Sedgwick, 1789-1867) を挙げている。マーティノーはアメリカ滞在中にセジウィックと親交を持っており、その作品にも通じていたが、手放しで高く評価しているわけではない。そしてアーヴィングやクーパーの作品はそれより価値の劣るものとして言及され、アメリカにおける「文学の欠如」という表現を繰り返し用いている¹⁷。

このような言語と文学に対する反感や作品評価とは別の次元で、アメリカ人作家たちへの障害となったのが、著作権の問題である。英米両国とも著作権法は備えていたが、外国人の著作権は保護されなかったため、アメリカ人作家は彼らの作品をイギリスの出版社が無断で出版することに対抗する術を持たなかった。また自国内では、アメリカの出版社がイギリス人作家の作品を無断で出版して収益を上げていたため、苛烈な競争にさらされた。出版社は海賊出版により利益を得ており、それにより経営を成り立たせていたため、売れる確証のないアメリカ人作家に原稿料を払ってまで彼らの作品を出版しようとはしなかったのである。したがって、概して当時のアメリカでは文学作品の出版によって生計を立てていくことは困難であり、作家が職業として成立しにくい状況にあった。

著作権問題が出版に重大な影響を及ぼすという認識は一般論として広く共有されてはいたが、そのこととアメリカ文学が未成熟であるとの関係については、当時の識者たちの間で意見が分かれている。マーティノーは前掲書で、英米両国において外国人の著作権が保護されていないことがアメリカ人作家にとって不利な状況を作り出している事実は十分に認めながらも、それをアメリカが固有の文学を欠く原因とは言えないことを強く主張している。真の才能とは外的要因によって押さえつけることができないものであり、法的保護が得られないためにイギリス人の海賊版との競合を勝ち抜くことができない才能など、所詮その程度のものでしかないという評価である¹⁸。つまりマーティノーは著作権問題を、アメリカが文学的に不毛であるという自説を補強するための材料として用いた。(ただしイギリスの著者と出版を保護するために国際著作権は必要なものと考えており、そのための行動も起こしているが、それにつ

いては後述する。)

一方で、著作権問題がアメリカ文学の成長に致命的な影響を及ぼしているという論者も存在した。イギリスの批評家ヘンリー・サムナー・メイン (Henry Sumner Maine, 1822-1888) は1885年に出版した『人民の政府』(Popular Government) で、アメリカの法制度や政治制度を検討したうえで、外国人著者に著作権が与えられていないことが「アメリカ社会全体を史上空前の文学的従属 (literary servitude) に追い込んでいる」¹⁹と述べている。マーティノーの観察から約半世紀も下った時代に置いてもこのような指摘が行われている事実からは、アメリカ文学がイギリス文学からの派生としての存在から脱しきれていないことや、それが出版事情との関係で認識されていたことが明確にうかがわれる。

国民的文化としての文学とは、必ずしもマーティノーが想定するような第一級の才能によってのみ支えられるのではなく、社会的障壁を無視してアメリカ文学の価値を切り捨てる議論はあまりに主観的であることが否めない。しかしそのような議論が十分に容認され成立していたという事実自体が、国際著作権の不在を文化的発展の阻害要因として論じるメインの指摘とともに、19世紀アメリカ文化の置かれた位置を示している。

3 外国人著作権と海賊版

アメリカでは1891年にチェイス法が制定されるまで、外国人に著作権は認められることがなかった。そこに至るまで、英米の国際著作権は常にイギリスが先行した。この間、著作権の問題は英米両国の作家や出版社にどのような影響を及ぼしていたのか。

イギリスでは最初の著作権法であるアン法 (Statute of Anne)²⁰が1710年に議会で可決された。これは書籍の発行についてその著作者に独占的権利を付与するもので、保護期間は14年間とされた。著作者の権利保護を目的とする最初の法律であり、現代における著作権保護の原点とされている²¹。アン法はイギリスにおける学術の推進を目的としたことから、専ら国内における行為の成果を保護対象としていた。そのため、著者が権利を持つ書籍を無断で印刷・出版することは禁じられたものの、同じ内容の書籍が外国で出版されることや、それを輸入して販売することは禁止していなかった。

19世紀に入ると、国境を超える著作権を争点とする訴訟が続発する。1824年に判決が下ったクレメンティ対ウォー

カー²²では、アン法に外国での出版への適用を示す規定がないことから、著作権の発生は書籍がイギリス国内で出版された場合に限定されることが確認された。イギリス人の著作権が外国で保護されていないため、イギリスにおける外国人の著作権が顧みられることはなかった。1828年のデロンダー対ショウ²³では、外国人の著作権が法的に保護されないという判断が示された。外国の出版物が国内で自由に流通することがイギリスにおける学術の振興を促すと考えられ、また外国で出版されたものがイギリスでの著作権なしには合法的に出版することができないとすれば、それらの国内での流通は困難になると考えられたのである。1831年のギチャード対モリ²⁴では、外国出版物の著作権はイギリス国内で保護されないことが明確に示された。著作権について国際的な合意が存在しない状況下で、専ら自国内での出版の自由を確保することが重視された。

アメリカでは、独立達成後の連合の時代には13邦で著作権の扱いが異なっていることが不都合を生じたため、合衆国憲法の制定時に、著作権を連邦の管轄下に置いた。憲法第1条第8節では、「著作者および発明者に対し、一定期間その著作および発明に関する独占的権利を保障することにより、学術および有益な技芸の進歩を促進する権限」²⁵を連邦議会に付与された委任権限の一つとして明記している。

1789年に最初に開会された時から、議会には発明や文学作品に対する著作権の保護を求める請願が多数寄せられたため、1790年には連邦法として最初の著作権法が制定された。その時点では、著作権者の国籍については規定されていなかった。1793年には保護対象がアメリカ国民に限定され、その後1800年にはアメリカに2年以上在住する外国人にまで範囲が拡大された²⁶。しかしイギリスと同様アメリカも、自国民の著作権は重要であるとしても、外国人の著作権を保護することは検討の対象外であった。

この時代には、英米のいずれにおいても、概して出版社は国際著作権に関心を示さなかった。イギリスの出版社は、自国民の著作権が外国で保護されることは賛成していたが、外国人の著作権が国内で保護されることは必ずしも望んではいなかった。マレー・アンド・ベントリー (Murray and Bentley) やチャペル・アンド・ブージー (Chappell and Boosey) など、外国人からも自国民からと同様に作品の権利を買い取って出版していた出版社もないわけではなかったが、外国人著者が法的に保護されないことに乗じて、廉価なりプリントによる海賊版を発売して利益を上げることが合理的と考える傾向にあった²⁷。

アメリカの出版社にとってはなおのことである。海賊版

が出版全体に占める割合はきわめて高く、自社の書籍の一部がイギリスで海賊出版されることがあるとしても、国際著作権が存在しないことで総合的には利益が勝ることは明らかであった。出版社が原稿料の支出なしにイギリス本の海賊版を出版して利益を得ることができる状況では、売れる見込みのある少数の人気作家以外の著者にとって、出版交渉における立場は弱い。

当時イギリスでも名を成していた数少ないアメリカ人作家であるジェイムズ・フェニモア・クーパーは、作家の権利が守られない状況が問題であることを強く認識していた。1826年にロンドンの出版社に当てた手紙では、次のように記している。「アメリカの著作権法が外国人に対して寛大なものであってほしい。議会では両院に有力な文人もいるし、大統領も学者だ。私は今よりもっと寛大な政策が実現することを望む」²⁸。しかし彼の認識が広く共感を得ることはなく、その意見が政治的に結実することはなかった。

アーヴィングやクーパーによる文学書以外では、アメリカ本が比較的早い時期からイギリスで好評を得たジャンルの一つに児童書がある。アメリカの出版社経営者サミュエル・グリスウォルド・グッドリッチ (Samuel Griswold Goodrich, 1793-1860) は、少年時代からイギリスの作家ハンナ・モア (Hanna More, 1746-1833)²⁹の小冊子を愛読して育ったが、訪英時にモアの自宅を訪ねた後、児童文学作家としての道を歩むことを決意し、白髪で物知りの老人を主人公とする冒険談を執筆した。第一作となる1826年の『ピーター・パーリーのアメリカの話』 (*The Tales of Peter Parley about America*) は商業的成功を収め、グッドリッチは続編を次々に刊行した。イギリスの出版社はピーター・パーリーのシリーズの海賊版で儲けただけでなく、それを模倣した紛い物も出版した。しかし自ら出版人でもあったグッドリッチは、逆にイギリスの安易な模倣本を下敷きにしてさらに魅力的な新作を仕上げるしたたかさを備えていた³⁰。

4 静観するアメリカ

イギリスでは、1830年代から、国際著作権の実現に向けて注目すべき動きが徐々に起こり始める。その背景としては、イギリスの出版社も海賊版によって利益を上げながらも、自社出版物の海賊版の流通が彼らにとって見過ごすことのできない状態を招くようになっていたことが大きい。とくに深刻と考えられたのは、地理的に近いフランスの出版社が、イギリスの書籍を発売直後から複製して廉価で販

売していたことである。このような状況は、外国人著者や外国出版物の著作権について政府間で条約を結ぶことによって解決できると考えられたが、そのためにはまずイギリス自身が国際著作権に関する法整備を進めることが必要であった。そのため、1838年7月には国際著作権法 (International Copyright Act of 1838) が制定され、外国で最初に出版された書籍の著者にも、勅令で認められた期間にイギリスで登録が行われた場合に著作権が与えられることになった。

アメリカの海賊版をめぐる英米の出版社間の軋轢も増していた。フィラデルフィアの出版社ケアリー・アンド・リー (Carey & Lea) は、かねてから契約関係にあったクーパーの計らいもあって、ウォルター・スコット (Walter Scott, 1771-1832) に対価を支払ったうえでその作品を出版していたが、このような事例は少数の例外である³¹。アメリカの出版社はイギリスで目ぼしい作品が出版されるやいなや海賊版を出すことが常であった。ロンドンの出版社サンダース・アンド・オトリー (Saunders and Otley) は、自社作品の海賊版をニューヨークの出版社ハーパー (J & J Harper) が相次いで出版していたため、自らが正規の権利を持つ出版社である旨の著者の声明文を新聞に掲載したほどである。

イギリス文学界も積極的に動いた。ハリエット・マーティノーは、英米間の国際著作権法の実現を求める作家らの請願を取りまとめて、アメリカの有力者たちに送付した。これを受けて1837年2月には、アメリカ議会上院でケンタッキー州選出上院議員ヘンリー・クレイ (Henry Clay, 1777-1852) が、さらに下院ではニューヨーク州選出下院議員チャーチル・キャンブレレン (Churchill Cambreleng, 1786-1862) が国際著作権法の提案を行ったが、会期中に法案を可決することはできなかった。1842年には、チャールズ・ディケンズ (Charles Dickens, 1812-1870) が半年間にわたってアメリカに滞在している。帰国後に『アメリカ紀行』 (*American Notes*) などを著したことが創作上の成果として知られているが、ディケンズはこの訪米中、国際著作権の実現のため各所に精力的に働きかけを行った。ディケンズとしては、自分の運動はアメリカ文学界のためであると考えていた。しかし彼の意に反して、アメリカ人作家たちは熱意に欠けており、とりわけアービング、クーパーなど名のある作家になるほど関与が消極的であることが、ディケンズには不満に感じられた³²。イギリスからアメリカへの度重なる働きかけが実ることはなかった。

次の転機は、再びイギリスにおける訴訟からもたらされることになる。1854年のジェフリーズ対ブージー³³である。

この事件では、イギリスの著作権の目的は同国における文学の振興であることから、同国に在留中の者は国籍にかかわらず著作権が保護されるという趣旨の判決が下された。

さらにこの判決は、1868年のラウトレッジ対ロウ³⁴によってアメリカにとって重大な展開を見せる。アメリカ人作家マリア・スザンナ・カミンズ (Maria Susanna Cummins, 1827-1866)³⁵は、新作の小説『憑りつかれた心』 (*Haunted Hearts*) の出版契約をロンドンのロウ社と結び、イギリスでの著作権を確保するため、ロンドンで登録と出版が完了するまでカナダのモントリオールに2ヶ月間滞在した。ロウ社による正規本の出版の後、同じくロンドンのラウトレッジ社が海賊版を出版したため、ロウ社は訴訟を起こして出版差止請求を行った³⁶。1864年の出版当時カナダはイギリスの植民地であり³⁷、争点はジェフリーズ対ブージーがイギリス国内の著者のみを保護するのか、あるいはその効力がイギリス帝国内の他地域にまで及ぶのかという点にあった。判決では原告の主張が認められ、これによりアメリカ人著者は、最初にイギリスで出版し、その時点でカナダに滞在していれば、大西洋を渡ることなくイギリスの著作権が認められることとなった。このことはアメリカの国際著作権法制定まで、アメリカ人の著作権保護を大いに助ける結果をもたらした。

イギリスの1838年著作権法は1844年と1852年には改正され、また著作権に関するヨーロッパ諸国と二国間条約も相次いで締結され、イギリスは国際著作権のより確かな保護に向けて前進した。一方、アメリカ議会による立法が19世紀末に至るまで実現しなかったことは、「無関心」ではなく「不作為」によるものであったとあってよい³⁸。アメリカでは、国際著作権やそれに関する二国間条約により得られる利益について懐疑的な意見が根強かった。当時のヨーロッパでアメリカ文化への需要は少ないと考えられたため、国際著作権を承認することによる互恵は期待できず、むしろ雇用や生産の減少を招くことが危惧されたのである。そのためイギリスとアメリカによる二国間条約は実現せず、英米の市場では相互の書籍の海賊版が出回る状態が解消されなかった。

5 チェイス法へ

19世紀も半ばになると、アメリカ人作家の作品の海賊版は流通が進み、ますます多くのイギリスの読者を獲得するようになった。それに伴って、アメリカの作家や出版社が目に見えぬ不利益を被る事例が増加していく³⁹。

ジョサイア・ギルバード・ホランド (Josiah Gilbert Holland, 1819-1881) は、アメリカの雑誌スクリブナーズ・マンズリー (Scribner's Monthly) に連載した小説『アーサー・ボニキャッスル』 (Arthur Bonnicastle) を1873年に書籍化するにあたって、著作権確保のために手を打った。最後の7章をニューヨークに先駆けてロンドンで発行したのである。アメリカで先に連載した章についてはイギリスで排他的な権利を行使できないが、最後の7章に関してはイギリスでの著作権が得られるので、他社がこれを含む作品全体の海賊版を出版することはないはずであった。ところが、イギリスの出版社ウォード・ロック・アンド・タイラー (Ward, Lock & Tyler) は、最後の7章を構成する93ページ分を2ページの粗筋に縮約し、著者名と作家名は変えることなく出版したのである。冒頭にはこの版のために特別に書かれた12ページにわたる序文まで付加されていた。

トーマス・ウェントワース・ヒギンソン (Thomas Wentworth Higginson, 1823-1911) は、『女性についての常識』 (Common Sense about Women) を1881年にアメリカで出版した後に、イギリスで小型の海賊版が販売されているのを発見した。オリジナルでは104章で構成されていたものが65章に減らされており、しかも論理展開や内容の重要度を無視して適当に刈り込まれたため、著者の主張はもはや正確には伝わらない代物となっていた。この海賊版をもとに内容を酷評した書評まで現れ、著者は作家としての評判まで傷付けられることとなった。

これらの事例から言えることは、イギリスの海賊版によりアメリカ人作家が受ける損害は経済的損害だけではないということである。アメリカ人の著作物はイギリスの出版社の出版目的に合うよう、しばしば内容を改変され、素材として利用された。アメリカ文化の創造物が、イギリスの出版社や読者のニーズを満たすために都合の良い形で使われ、イギリス文化に奉仕させられる。このような構造は、突き詰めれば英米両国間で国際著作権が存在しないことに起因する。その意味で、ヘンリー・サムナー・メインが、外国人著者に著作権を与えていないことがアメリカの「文学的隷属」をもたらしていると論じたのは、的を射た指摘であった。

1880年代には、印刷技術の進歩などもあって、外国人著者の作品の安い海賊版は従来よりも安く販売されるようになっており、出版界の過当競争はさらに激化していた。経済力のある大手出版社は、廉価な海賊版の販売をめぐる競争を続けるよりも、国際著作権が実現し、外国人著者が

ら版權を購入して独占的に販売することができるようになれば、その方が収益を上げるために有利であると考えようになった。

ニューヨークを本拠とする G.P. パットナムズ・サンズ (G. P. Putnam's Sons) のジョージ・ヘヴン・パットナム (George Haven Putnam, 1844-1930) は、国際著作権法制定の実現を目指し、アメリカ出版社著作権連盟 (American Publishers' Copyright League) を結成した。これを期に、出版界は国際著作権法の制定を支持する方向に大きく傾いていく。長年にわたり停滞してきた著作権法の改正に議会が着手することになったのは、アメリカの出版業の推進力となる有力出版社によって結成された連盟の政治的経済的によるところが大きいとされる⁴⁰。1884年にはチェスター・アーサー大統領が、1885年にはグローヴァー・クリーブランド大統領が、年次教書において国際著作権法制定の必要性に言及した。

チェイス法の成立を目前に控えた1891年1月に英紙タイムズに掲載されたアメリカの出版人たちの見解は、彼らが当時のアメリカ文学をどのように見ていたかを知るうえで興味深い。ボストンの大手出版社ホートン・ミフリン・ハーコート (Houghton Mifflin Harcourt) の共同設立者ヘンリー・オスカー・ホートン (Henry Oscar Houghton, 1823-1895)⁴¹は、次のように述べている。「アメリカ文学にはこれまでほんのわずかの見込みしかなかった。しかし国際著作権が実現すれば、アメリカ人作家には励みになり、優れた作品を生み出す力になるだろう。アメリカには良い題材と共有できる経験があり、アメリカ人は観察力の鋭い国民だ。いずれ魅力的な独自の文学が生まれなくなることはない」⁴²。19世紀にはすでにアメリカの特質を持った文学作品が多く生み出されていたにもかかわらず、アメリカが独自の文学を持つことができるかどうかは、なお議論の余地のある問題であったことが、最後の一文から確認できる。

出版界の先導役となったパットナムは、次のように述べている。「作家は執筆に集中できるようになるので、より良い作品を書いてより多くの報酬を得られるようになる。出版社は、今は百部しか売れないものを千部売れるようになる。大衆はそれを安い値段で買えるようになる。今売られている安い本は、大半が未完成の作品だ。我々が出版する前に他の出版社がその海賊版を市場に出そうとするので、そうさせないためには急いで本にしなくてはならない」⁴³。国際著作権が認められない状態では、雑誌連載の作品が完成するやいなや、外国の海賊出版社の餌食になってしまう。版權を持っている出版社はそれを避けるために、

作品が未完成の時点で書籍化することがあった。このような販売方法が作家にとって不本意な形であったことは、容易に推察される。

1886年1月、ロードアイランド州選出上院議員ジョナサン・チェイス (Jonathan Chace, 1829-1917) が、国際著作権を認める法案を議会に提出した。審議の過程で様々な修正が加えられはしたものの、この内容が原点となる法案は1891年2月に両院で可決されて、国際著作権法 (通称「チェイス法」) が成立した。同法は、書籍等の著作物について著作権を求める者が、一定の条件を満たすことにより、国籍にかかわらず著作権を認められることを規定した。著作権を得るためには、出版地の国内外を問わず、著者は発行日またはそれ以前に出版物を議会図書館に提出することが要求された。印刷された書籍については、アメリカ国内のタイプセットで印刷されたものであることが条件として課せられた。著作権のある外国の書籍の輸入は、私的利用目的の場合及び著者の同意書がある場合を除いて禁止された。

チェイス法の成立は、イギリスにおいても祝意をもって受け止められた。1891年7月にはロンドンで英米の政界、文学界、出版界の関係者が集い、同法の成立を祝う夕食会が開催された。そこでは「アメリカ文学」を祝して乾杯が行われたと、米紙ニューヨーク・タイムズは報じている⁴⁴。

6 トウェインとマシューズの議論

チェイス法の成立に向けて、最大の原動力となったのは有力出版社を中心とする産業界の意向であった。では、創作者として著作権に関する最大の当事者であるアメリカ人作家たち自身は、国際著作権についてどのような立場を取っていたのであろうか。

1880年代のアメリカにおいて、国際著作権法の立法に向けて出版会と政界が動きを増すとともに、文壇においても著作権をめぐる議論は活発化した。中でも注目されるのは、1888年に『ニュー・プリンストン・レビュー』 (*New Princeton Review*) 誌上で行われた、マーク・トウェイン (Mark Twain, 1835-1910) とブランダー・マシューズ (Brander Matthews, 1852-1929) の書簡による公開討論である⁴⁵。

裕福な家庭に生まれ育ちヨーロッパの文芸事情に通じていたマシューズは、1880年代初めから作家として作品を発表していたが、それよりもむしろ批評家としての旺盛な活動により、論壇で注目される存在となっていた。1882年に

は批評家ローレンス・ハットン (Laurence Hutton, 1843-1904) らを含めた7人で執筆者クラブ (Authors Club) を設立し⁴⁶、さらにそのメンバーを核としてアメリカ著作権連盟 (American Copyright League) を設立している⁴⁷。そのようなマシューズにとって、アメリカの著作権法がアメリカ人作家にとって不利な状況を作り出している事態は、当時の最大の関心事であったと言ってよい。

マシューズは、まず『ニュー・プリンストン・レビュー』1887年9月号において「アメリカの執筆者とイギリスの海賊出版社」 (American Authors and British Pirates)⁴⁸と題する論考を発表して、アメリカ人作家らが被っている不利益の数々を紹介するとともに、アメリカの著作権法に問題があることを指摘した。そして、文学界の第一線で活躍するトウェインがイギリスの海賊版により受けている被害の詳細を知るため、知己であったこの国民的作家に書簡を送って照会した。

これに対してトウェインは「私信と公開追伸」⁴⁹と題する文章で応じた。本文では、まずマシューズに一方的な主張を憤むように促した後、イギリスの海賊版による被害はあるがその額は不明である旨を短く淡々と述べて、マシューズに同調する意思がないことを言外に匂わせている。そのうえで「私信」の4倍ほどもある長い「追伸」では、マシューズを執拗に批判しつつその主張を否定する持論を展開している。その筆致は、一回り以上も年下の若い批評家をたしなめるような趣であり、冷静に議論しているように見えて、感情をたぎらせているようでもある。これに対するマシューズの反論「結びの公開書簡」⁵⁰も併せて掲載され、予期せぬ形での公開討論となった。

トウェインの主旨は、イギリスに非はなく、法的に不都合な点は存在しないということである。当時のイギリス著作権法は、最初にイギリスで出版してその際に著者がイギリス領のいずれかの場所に滞在しているという要件を満たせば、外国人にも著作権を付与していた。したがって、アメリカ人著者は、イギリスで出版する手筈を整えたいうで出版時にカナダに出かけさえすればよい。それをしないのはひとえに本人の怠慢であり、イギリス法に文句をつけるのは筋違いというわけである。

それに加えてトウェインが主張するのは、問題はイギリスでなくアメリカの方に存在するということである。イギリスの出版社がアメリカ人著者の海賊版で利益を得ていたのは過去のことであり、今はむしろアメリカの出版社がイギリス人著者の海賊版を出版していることの方が問題なのだ。そのような見解を、左右対照で実例を示すことにより

強調している。

トウェインは、イギリスの法律により外国人の著作権は十分に保護されているとの立場を取り、アメリカの法的不備は認識しているものの、それを改正する特段の必要を感じてはいない。アメリカ人著者がイギリス人著者と対等に競争できるようにするための法改正が必要であるというマシューズの問題提起からは敢えて論点をずらして、持論を展開している。マシューズは、彼の主張をおそらくは意図的に曲解してイギリスにおける海賊出版の問題を不問に付そうとするトウェインの論法に、明らかに当惑している。

『トム・ソーヤーの冒険』でジョー・ハーパーを海賊になることに同意させたトムの話に説得力があったことが、『追伸』を読んでよく理解できた⁵¹と、やや強引な引用により皮肉を述べている。

マシューズの問題意識は、アメリカ人著者とイギリス人著者が英米いずれの国においても自国と同様に著作権保護を得られる状態を実現することにある。確かに、一定の条件さえ満たせば、アメリカ人もイギリスの著作権を獲得できる。しかし、外国人著者にそのような負担が課せられることによる不利益をマシューズは問題としているのであって、著作権を得る道さえ開かれていれば事足りるというものではない。

すでに国民的作家として確固たる地位を築き、十分な財を成して北の国境にほど近いコネチカット州ハートフォードに居を構えるトウェインにとっては、イギリスの出版社と契約を結んで作品を出版するのも、一時カナダに出かけるのも、造作ないことであるだろう。しかし貧しい著者がフロリダやテキサスに住んでいれば、カナダへ行くことは相当な手間と出費を要し、必ずしも容易ではない。そもそもイギリスの出版社が次作の出版契約を競って獲得しようとするトウェインとは違って、若く無名のアメリカ人作家にとっては、イギリスで先行出版すること自体が難しい。イギリスの著作権法が求める条件を満たすことができるのは、結局、一部の人気作家に限られる。予期せずたまたま売れる作品もあり、著者にとってはそれが最後の成功となることも少なくない。小説などはしばしば雑誌の連載が初出となるため、発行の場所や時期について作家自身が左右できない。新聞の記事や投稿が書籍化された場合は、その内容がイギリスで先に発行されていることはありえない。マシューズはこのような様々な可能性を念頭に、アメリカ人の著作権が現実には保護されにくいことを問題視した。

アメリカ議会が法改正により外国人の著作権を保護すれば、互惠協定により、アメリカ人著者は特別な条件を満た

す必要もなく、イギリス人と同様にイギリスで著作権を得ることが可能になる。アメリカ人著者がイギリスの出版市場で一方向的に搾取される構造は解消され、無論、アメリカ市場からイギリスの海賊版も一掃される。作家が自分の作品の出版に対する正当な報酬が保証されることは、英米双方の著者にとって望ましい。それを可能にするためにアメリカ議会による立法が求められることを、マシューズは改めて主張した。

トウェインに「過去の話」と切り捨てられたことを受けて、マシューズは先に発表した論考と今回の反論を合わせ、アメリカ作家が受けた被害事例を新たにいくつか付加したうえで一つに再編した⁵²。その総括として、「あらゆる民族の栄光は作家から生ずる」というサミュエル・ジョンソンの文句を引用し、アメリカ国民がアメリカ人作家を誇りに思うのであれば、作家たちを国外での海賊出版の心配と国内での海賊版との競争から解放して彼らへの誇りと愛着を証明すべきなのだ、と主張している。

マシューズは、優れたアメリカの作品が英語圏で望ましい形で読者を獲得し適正な評価を得ることを困難にする社会的要因に着目し、文学界が不可避的に関与する法的環境の改善に向けて論陣を張った。その主張は多くのアメリカ人作家の立場を反映していたが、トウェインのような成功した作家らの利害とは相反するものであった。国際著作権法への取り組みに対してイギリスが先行しアメリカが静観したことにより生じた英米の非対称は、アメリカの文学界と出版界の一部には経済的に有利な状況をもたらした。結果としてそれはアメリカの国際著作権法制定を遅らせ、アメリカの文学的独立にも影響を及ぼしたと考えることができる。

結び

メルヴィルが1851年に『白鯨』(Moby-Dick/The Whale)を出版した際に、英米の版の違いが原因で予期せぬ混乱を生じたことは、広く知られている。当時はイギリスで著作権を獲得するためにはイギリスで先行出版する必要があったために、メルヴィルは原稿をまず急いでロンドンの出版社に送り、その後にアメリカでの出版のために修正を加えた。このためイギリス版では表題をはじめいくつかの修正は間に合わず、しかもエピローグが欠落した状態で出版されたことが原因となりイギリスで酷評された。その評価がアメリカにも伝わりメルヴィルの文学は生前には世に認められなかった、というものである。後に再評価

されることになる大作家の売れなかった時代の逸話として語られるが、ここで注目したいのは、これが作家固有の事情というよりは、19世紀アメリカの、歴史に残らない幾多のアメリカ人の書き手が共通に経験した種類のものと考えられることである。

アメリカが政治的独立を果たし、精神的自立あるいは知的独立を自覚するに至ってもなお、出版業や文学コンテンツの競争力は弱く、この分野の英米両国間には引き続き植民地的構造が残存した。そこには、国際著作権に関する規定が存在しないことに起因する二つの側面があった。

イギリスにおいては、アメリカの作品が著者に対価が支払われることなく海賊版として普通に流通し、ときには改変して利用されることも珍しくはなかった。アメリカに対する文学的優位を自明と考えるイギリスの出版人から見れば、価値ある英語文学とは自国文学であるから、出版に要する費用は当然、自国作家の出版に集中して投じられた。アメリカの作品は出版社が低コストで収益を上げるための埋め草として都合よく使われ、アメリカ人著者は搾取に甘んじることを余儀なくされた。

アメリカにおいては、イギリスの作品の海賊版が多く製作されて流通し、ある時期まではそれがアメリカの出版物の主たる部分を占めるほどであった。アメリカ人著者はこれらの海賊版との競争の中で読者を獲得しなければならず、ともすれば市場の隅に追いやられることになった。優れた才能は徐々に輩出していくが、それを促進する出版環境ではなかったのである。

このように、成熟したイギリス文学と若きアメリカ文学は、国際著作権の不在という条件は共通ながら英米の出版市場において異なる立場にあったが、その非対称は、1830年代以降のイギリスの法的事情に伴い、新たな局面を迎えていく。そしてその一連の動きが展開するのは、個性と才能ある作家たちの相次ぐ登場により、アメリカ文学が急速に充実していく時期と重なっている。

イギリスの著作権法により、一定の条件を満たした外国人著者には著作権が認められるようになったことで、競争力の高いアメリカ人著者にとってはイギリスの著作権を獲得することが十分に可能になった。法の間隙を縫うようにして出版される海賊版による権利の侵害は依然として不可避であったが、それは英米間における国際著作権協定の未締結とは一切関係がない。アメリカの有力な著者にとっては、アメリカ文学の振興を促進しようとする意思はさておき、個人の経済的利害を保護する目的は、イギリスの著作権法により一応は達成されることになった。一方で、一部

の人気作家を除く多くの著者にとっては、イギリスの著作権を獲得するための条件は、自らの作品を守るうえで障壁であり、問題が解決したわけではなかった。

このようなアメリカ文学界内部での立場の相違を如実に示すのが、国際著作権法をめぐるトウェインとマシューズとの公開討論である。トウェインは法の不備により作家の不利益が生じているという見方を強く否定し、法改正は不要という見解を断固として示した。このようなトウェインの姿勢は、彼が著作権法について鈍感であったことを意味しない。トウェインは、自分の死後早々に著作権が失効して子孫が利益を得ることができなくなることを恐れ、著作物の改訂により著作権を新たに得ることを企図したと言われるほどである⁵³。多大な知的財産を積み上げ金銭的利益を獲得してきた国民的作家が、著作権のあり方に誰よりも敏感であることは必然だろう。チェイス法成立前の時点でトウェインが著作権法改正に冷淡であったのは、アメリカ人作家一般にとっては不利であった当時の状況が、彼にとってはある意味で最善だったからであると考えられる。

機会と才能に恵まれた一部の作家は、アメリカの国民文学の担い手として評価を得ることに成功した。しかし、その作品によりアメリカの文学的独立に最も寄与した彼らは、国際著作権の欠如という文学者にとって致命的な問題の解決に対しては、必ずしも積極的役割を果たさなかった。ディケンズが訪米時に感じた不満もそこにあった。

国際著作権の実現過程を考えるうえでは、アメリカの自由主義のあり方もまた注目すべき要因と言えるだろう。自国人の著作権は法律によって保護するとしても、国境の外に存在する有益な情報や知的創造物は公共財であるというのが基本認識である。その自由な利用は個人の自由として保障されることが当然であり、外国人の著作権を認めないことが自国人の著作権を脅かす結果を招くとしても、公共財の利用というより普遍的な自由と権利に対して制限を設けることは、政府の干渉を嫌うアメリカでは論外であった。

アメリカがようやく国際著作権法の実現に向けて進み始めた1880年代は、折しも国際的に著作権保護の基本的枠組を策定するための多国間協議が大詰めを迎えた時期でもあった。1886年にはスイスのベルヌで会議が開かれ、「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」(Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works)⁵⁴が締結された。イギリスを含む8カ国が批准し、その効力は世界の広範に及んだ。しかしアメリカはこれに参加することなく、独自の道を歩いたのである。

アメリカにおける国際著作権法の欠如は、作家たちがそ

の創作の成果を正当な形で世に問うことを妨げたという意味で、国民文学の創生を阻害する構造の重要な一部であった。そしてそのことは19世紀のアメリカで、政治的成果こそ遅れたが、長年にわたり問題として認識されていた。その意味で、国際著作権をついに実現した1891年のチェイス法は、作家や作品との直接の関係はないものの、アメリカの文学的独立を前進させる重要な節目であったと言える。

註

- 1 Fred Lewis Pattee, "Is There an American Literature?" *The Dial* (November 1896): 243-245.
- 2 "The Research Continues: American Literature," Pennsylvania State University. <http://researchmatters.psu.edu/2016/04/14/the-research-continues-american-literature/> (accessed August 21, 2020).
- 3 *The Edinburgh Review* (January 1820), 69-88.
- 4 *The Edinburgh Review* (July 1824), 427-442.
- 5 Barbara L. Packer, "The Transcendentalists," in Sacvan Bercovitch, ed., *The Cambridge History of American Literature, Volume 2: 1820-1865* (Cambridge: Cambridge UP, 1995), 359.
- 6 Brander Matthews, "Introduction," in Selden L. Whitcomb, *Chronological Outlines of American Literature* (New York: Burt Franklin, 1894), ix.
- 7 James N. Green, "The Book Trades in the New Nation," in Robert A. Gross and Mary Kelly, eds., *A History of Book in America, volume 2, An Extensive Republic: Print, Culture, and Society in the New Nation, 1790-1840* (Chapel Hill, NC: University of North Carolina Press, 2010), 125.
- 8 David Kaser, *Messrs. Carey & Lea of Philadelphia: A Study in the History of the Booktrade* (Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 1957), 71.
- 9 *Ibid.*, 70.
- 10 William Ellery Channing, "The Importance and Means of a National Literature," *The Christian Examiner* (January 1830). *The Christian Examiner and General Review*, Vol. 7 (Boston: Gray and Bowen, 1830), 293.
- 11 Ralph Waldo Emerson, "The American Scholar." (Harvard Chapter of the Phi Beta Kappa Society, Cambridge, MA, August 31, 1837).
- 12 Herman Melville, "Hawthorne and His Mosses," *Literary World*, (August 17 and 24, 1850).
- 13 Henry C. Carey, *Letters on International Copyright*, (Philadelphia: Carey & Hart, 1853).
- 14 Brander Matthews, "Introduction," in Selden L. Whitcomb, *Chronological Outlines of American Literature* (New York: Burt Franklin, 1894), viii.
- 15 この語は1781年にジョン・ウィザースプーン (John Witherspoon, 1723-1791) が最初に用いたというのが定説である。
- 16 Harriet Martineau, *Society in America* (London: Saunders and Otley, 1837), 210.
- 17 *Ibid.*, 305-313.
- 18 *Ibid.*, 309.
- 19 Henry Sumner Maine, *Popular Government: Four Essays* (London: John Murray, 1885), 247.
- 20 Anne, c. 19 (1710)
- 21 世界最古の著作権法は1545年にヴェネツィアで制定されているが、これは国王による出版特許に関わるものであり、現代の著作権法とは趣旨が異なるものとして扱われることが一般的である。
- 22 *Clementi v. Walker* (1824) 2 B&C 861.
- 23 *Delondre v. Shaw* (1828) 2 Sim 237.
- 24 *Guichard v. Mori* (1831) 2 Coopers 216.
- 25 日本語訳は在日米国大使館による。
- 26 B. Zorina Khan, *The Democratization of Invention: Patents and Copyrights in American Economic Development, 1790-1920* (Cambridge: Cambridge University Press, 2005), 57.
- 27 Isabella Alexander, *Copyright Law and the Public Interest in the Nineteenth Century* (Oxford: Hart, 2010), 101-102.
- 28 Cooper to Miller, February 7-12, 1826. Barnes, 49. 議会の文人とはジュリアン・C・ヴァープランク (Julian C. Verplanck, 1786-1870) を指す。ヴァープランクはアーヴィングの『ニッカーボッカーのニューヨーク史』を批判するなど、ニューヨークの文壇で活躍していた。当時の大統領はジョン・クインシー・アダムズ (John Quincy Adams, 1767-1848) である。

- 29 ハンナ・モアは、道徳的な内容の『廉価版道徳小冊子』 (*Cheap Repository Tracts*) をシリーズで多数出版し人気を博した。宗教的なものが好まれるアメリカではその評判はシェイクスピアを上回っていたとされる。Martineau, 310.
- 30 ピーター・パーリーの出版経緯とその後の事情については、次の資料に詳述されている。Leonard S. Marcus, *Minders of Make-Believe: Idealists, Entrepreneurs, and the Shaping of American Children's Literature* (Boston: Houghton Mifflin Hartcourt, 2006). レナード・S・マーカス、前沢明枝監訳『アメリカ児童文学の歴史—300年の出版文化史』 (原書房、2015) 39-46.
- 31 James J. Barnes, *Authors, Publishers and Politicians: The Quest for an Anglo-American Copyright Agreement 1815-1854* (London: Routledge & Kegan Paul, 1974), 52-53.
- 32 Ibid., 76.
- 33 *Jeffreys v. Boosey* (1854) 4 HLC 815.
- 34 *Routledge v. Low*, (1868) 3 LTR 100.
- 35 カミンズは、ボストンの孤児の少女を描いた小説『点灯夫』 (*The Lamplighter*) を1854年に出版してベストセラー作家となった。その翌年、ナサニエル・ホーソーンは友人でもある編集者ウィリアム・ティックナー (William Ticknor, 1810-1964) への書簡で、アメリカの大衆が女性作家たちのつまらない作品に魅了されている間は自分に成功の機会はないと記し、『点灯夫』や似たような本が売れているのは不可解であると嘆いている。John Frederick, "Hawthorne's 'Scribbling Women,'" *The New England Quarterly*, Vol. 48, No. 2 (January 1975): 231.
- 36 Ronan Deazley, *Rethinking Copyright: History, Theory, Language* (Cheltenham: Edward Elgar, 2006), 71-72.
- 37 英領北アメリカ法 (British North America Act) により1867年7月1日以降はイギリスの自治領。
- 38 Peter Jaszi and Martha Woodmansee, "Copyright in Transition" in Carl F. Kaestle and Janice A. Radway, *A History of Book in America, volume 4, Print in Motion: The Expansion of Publishing and Reading in the United States, 1880-1940* (Chapel Hill, NC: University of North Carolina Press, 2009), 94.
- 39 以下の二例は、批評家ブランダー・マシューズが「アメリカの著者とイギリスの海賊出版社」で、アメリカ人作家がイギリスで出版された海賊版の被害の実例として紹介しているものである。Brander Matthews, *American Authors and British Pirates* (New York: American Copyright League, 1889), 18, 23.
- 40 Jaszi and Woodmansee, 97.
- 41 記事にはフルネームが明記されていない。
- 42 "International Copyright," *The Times*, January 13, 1891, 5.
- 43 Ibid., 5.
- 44 "British Authors Rejoice: Minister Lincoln on the New Copyright Law," *New York Times*, July 17, 1891, 1.
- 45 Mark Twain and Brander Matthews, "American Authors and British Pirates," *New Princeton Review*, January 1888, 47-65.
- 46 マシューズとハットン以外の設立メンバーは次の5人であった。ジョン・ウェズリー・ド・ケイ (John Wesley De Kay, 1872-1938、劇作家)、リチャード・ワトソン・ギルダー (Richard Watson Gilder, 1844-1909、詩人)、エドワード・エグルストン (Edward Eggleston, 1837-1902、小説家)、ノア・ブルックス (Noah Brooks, 1830-1903、ジャーナリスト)、エドモンド・クラレンス・ステドマン (Edmund Clarence Stedman, 1833-1908、詩人)。Brander Matthews, *These Many Years* (New York: Charles Scribner's Sons, 1917), 220.
- 47 その最初の会合は、1883年4月16日にマシューズのニューヨークの自宅で開催された。Ibid. 225.
- 48 Brander Matthews, "American Authors and British Pirates," *New Princeton Review* (September 1887), 201-212.
- 49 Mark Twain, "A Private Letter and a Public Postscript," in "American Authors and British Pirates," *New Princeton Review* (January 1888), 47-54.
- 50 Brander Matthews, "An Open Letter to Close Correspondence," in "American Authors and British Pirates," *New Princeton Review*, (January 1888), 54-65.
- 51 Ibid, 59.
- 52 Brander Matthews, *American Authors and*

British Pirates (New York: American Copyright League, 1889).

- 53 “Twain’s Plan to Beat the Copyright Law,”
New York Times, December 12, 1906.
- 54 当初より、内国民待遇（自国民に劣らない権利を相手国に対して保障する）を原則としている。改正により、無方式主義（特別な手続きなしに権利が発生する）も原則となった。アメリカは1989年に加盟した。

